

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和3年度食肉中の残留動物用医薬品検査業務委託	R3.5.10	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社 島根県出雲市湖陵町板津1番地	1,837,000	第167条の2第1項 第2号	薬事衛生課	左記会社は、平成18年7月に食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っている。また、同会社は、法第26条第3項による国の命令検査やそれ以外の自主的な検査に関して多くの実績がある。 左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から10数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。また、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。 以上の条件を備えた委託先は左記会社以外にない。	
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.5.1	島根県立中央病院 出雲市姫原4丁目1番地1	単価契約	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 検査業務:¥15,000 検体採取業務:¥5,930 執行予定額:5,445,300円
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養運営業務の委託	R3.5.7	株式会社玉造国際ホテル 松江市玉湯町湯町148-2	29,920,000	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	契約の相手先は、令和2年度に公募により宿泊療養施設の運営委託事業者として選定し、第1回契約終了後、コロナウイルス感染症が拡大した際に施設の提供を要請し協力いただく協定(R2.7.1~R3.7.31)を締結しているため。	
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養における健康管理業務の委託	R3.5.24	一般社団法人島根県医師会 松江市袖師町1番31号	2,116,142	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	委託業務の内容は、医師による24時間オンコール対応であるため、長期間に多数の医師を確保する必要がある。会員が医師のみで構成される一般社団法人島根県医師会が委託先として唯一実現可能であるため。	